

議決事項第9号

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>副校長を人事評価の対象にする等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 人事評価対象者の追加            (1) 自己申告評価の被評価者に副校長を加える。            (2) 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、事務職員及び学校栄養職員の第一次評価者を「所属する学校の副校長又は教頭」とする。            (第5条関係)</p> <p>2 施行期日            令和4年4月1日から施行する。            (改正附則関係)</p>

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規

則第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表教頭の項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同表主幹教諭、

教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び事務職員の項及び学校栄養職員のうち「教頭」を

「副校長又は教頭」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

改 正 案	第五条 略 2～4 略 (自己申告評価) 5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。	被評価者 第一次評価者 第二次評価者	略	副校長及び 教頭	主幹教諭、 教諭、養護 校の副校長 又は教頭 教諭、栄養 教諭、講師 及び事務職 員	学校栄養職 所属する学 校の副校長 又は教頭 被評価者が 学校給食法 (昭和二十 九年法律第 百六十号) 第六条に規 定する施設 に勤務する 学校栄養職 員	学校栄養職 所属する学 校の教頭 被評価者が 学校給食法 (昭和二十 九年法律第 百六十号) 第六条に規 定する施設 に勤務する 学校栄養職 員である場 合
		被評価者 第一次評価者 第二次評価者	略	副校長及び 教頭	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭 教諭、栄養 教諭、講師 及び事務職 員	学校栄養職 所属する学 校の教頭 被評価者が 学校給食法 (昭和二十 九年法律第 百六十号) 第六条に規 定する施設 に勤務する 学校栄養職 員である場 合	学校栄養職 所属する学 校の教頭 被評価者が 学校給食法 (昭和二十 九年法律第 百六十号) 第六条に規 定する施設 に勤務する 学校栄養職 員である場 合
現 行	第五条 略 2～4 略 (自己申告評価) 5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。	被評価者 第一次評価者 第二次評価者	略	副校長及び 教頭	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭 教諭、栄養 教諭、講師 及び事務職 員	学校栄養職 所属する学 校の教頭 被評価者が 学校給食法 (昭和二十 九年法律第 百六十号) 第六条に規 定する施設 に勤務する 学校栄養職 員である場 合	学校栄養職 所属する学 校の教頭 被評価者が 学校給食法 (昭和二十 九年法律第 百六十号) 第六条に規 定する施設 に勤務する 学校栄養職 員である場 合
		被評価者 第一次評価者 第二次評価者	略	副校長及び 教頭	主幹教諭、 教諭、養護 校の教頭 教諭、栄養 教諭、講師 及び事務職 員	学校栄養職 所属する学 校の教頭 被評価者が 学校給食法 (昭和二十 九年法律第 百六十号) 第六条に規 定する施設 に勤務する 学校栄養職 員である場 合	学校栄養職 所属する学 校の教頭 被評価者が 学校給食法 (昭和二十 九年法律第 百六十号) 第六条に規 定する施設 に勤務する 学校栄養職 員である場 合

	<p>改正案</p>
	<p>現行</p>

	<p>員である場 合は、市町 村教育長の 指定する者 )</p>	
--	--	--

	<p>合は、市町 村教育長の 指定する者 )</p>	
--	--	--